

令和 6 年 10 月 3 日

部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規案

日本学生野球協会審査室の従前の運用と本運用内規との関係

1 日本学生野球協会審査室は、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反があったとして、野球部に対して対外試合禁止の処分をする目安は、

- ① 10 名以上の部員が関与した場合、
- ② 違反行為の場所的要因を考慮し、
- ③ さらに、違反行為が野球部員として組織的に行われていた、あるいは、違反行為が反復継続的に行われていた点で野球部が「部員の憲章違反行為」を知り、これを防止できたはずである

という点を付加的要因として、「部員の憲章違反行為」を未然に防止するという憲章義務違反、又は、「部員の憲章違反行為」を知り、これを是正するという点で、野球部自体に憲章義務違反が認められるかという判断を行っていました。

2 憲章違反行為に関与した部員数と違反行為の場所的な要素との関係を、より具体的に判断要素を示すのが本運用内規です。

3 令和 5 年の高校野球部の部員数は、硬式野球部において 33.6 人/校、軟式野球部において 19.8 人/校。大学野球部の部員数は 76.4 人/校です。野球部員数が平均的な野球部員よりも少ない野球部においては、10 名未満の部員が関与した場合でも、部員総数に占める割合を考慮する必要があるため、関与した部員の部員数と関与した部員の割合とを併記したものです。

本内規の運用に当たっての留意事項

- 1 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められ、
 - ① 野球部に対して「対外試合禁止」の措置をとることを相当とする場合、
 - ② 野球部に対して「対外試合禁止」の措置をとる必要までは認めないが、「注意・厳重注意」の措置を相当とする場合、
 - ③ 野球部に憲章遵守義務違反が認められない、あるいは、憲章遵守義務違反が軽微であるため、野球部に対する措置を不要とする場合、のいずれとするかについての判断は、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の大小の判断となります。
- 2 総合的配慮というだけでは、判断要素が抽象的であるため、本運用内規で、違反行為の部員数、違反行為の場所を、判断の基礎的要素として、判断基準を示したものです。
- 3 最終的には全ての要素を考慮して、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の大小の判断であることという原則から逸脱してはなりません。とりわけ、部員数あるいは憲章違反行為の場所だけにとらわれて判断をすることがないように運用することに留意してください。

部員の憲章違反行為と野球部への措置(大学・高校共通)の運用内規案

	野球部への措置	「対外試合禁止」の処分	「注意・厳重注意」の措置	措置なし
基本的な考え方	「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の程度に応じて、 ①「対外試合禁止処分」、 ②野球部に対する「注意・厳重注意」、 ③野球部に対する不措置、のいずれかを選択する。	「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められ、野球部に対して対外試合禁止の措置をとることを相当とする場合。	「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められるが、野球部に対して、対外試合禁止の措置をとる必要までは認めないが、「注意・厳重注意」の措置を相当とする場合。	「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められない、あるいは、義務違反が「注意・厳重注意」の措置を必要としない程度に軽微な場合。
判断基準	基本的な判断基準	下記の(1)~(3)のいずれかに該当した場合。	「『対外試合禁止』の処分」の要件は満たさないが、下記の(1)~(3)のいずれかに該当した場合。	「『対外試合禁止』の処分」の要件にも「『注意・厳重注意』の措置」の要件にも該当しない場合。
	(1) 違反行為の部員数 違反行為の部員数の考え方	(1) 違反行為の部員数(①又は②) ① 部員数が10名以上 ② 部員総数の50%以上	(1) 違反行為の部員数(①又は②) 部員数が4名以上あるいは部員総数の20%以上	
	(2) 違反行為の場所と部員数 部員数に加えて、野球部が管理する場所で憲章違反行為が行われるという点でも、野球部について「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められる場合	(2) 違反行為の場所+部員数(①かつ②) ① 部室・野球部寮など野球部が管理する場所で憲章違反行為が行われる ② 部員数が5名以上あるいは部員総数の25%以上	(2) 違反行為の場所 部室・野球部寮など野球部が管理する場所で憲章違反行為が行われる	
	(3) 特段の事情+違反行為の場所+部員数 特段の事情を考慮すると野球部の憲章義務違反が認められる場合	(3) 特段の事情+違反行為の場所+部員数 (1)、(2)の基準と同等に判断すべき事情がある場合	(3) 特段の事情+違反行為の場所+部員数 (1)、(2)の基準と同等に判断すべき事情がある場合	